

第12回

本部町農業委員会総会議事録

- 1、開催日時： 平成27年7月29日(水)
午後3時00分～午後5時00分
- 2、開催場所： 本部町中央公民館 第二研修室
- 3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆
8番 知念 一義

- 4、欠席委員 (0人)

- 5、議事日程

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 議案第46号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第47号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第48号 | 非農地証明願いについて |
| 議案第49号 | 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借) |
| 議案第50号 | 本部町における農業政策への建議書提出について |

- 6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長	ただ今から第12回本部町農業委員会の総会を開催いたします。 委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
事務局	全員、出席しております。
議長	事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、 会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議がございませんので議事録署名員は1番委員と2番委員をお願いします。 書記は事務局職員にお願い致します。 会議についてお話し致します。 本日の総会は本日一日限りと思いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、本日一日限りといたします。 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第4条の規定による許可及び同法施行規則第7条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。 番号1番 伊豆味2735-1 登記簿地目、畑 現況地目、山林原野 面積1,646㎡ 伊豆味2736 登記簿地目、畑 現況地目、山林原野 面積889㎡ 申請人:本部町在住U氏 転用目的:資材置場 転用理由:申請人が代表を務める会社の駐車場及び資材置場にしたい。 農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地 添付資料説明 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質疑に入ります。 何か質問はありますか。 (異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、議案第46号は提案通り認めてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、議案第46号は可決いたします。 次に進みます。 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。 番号1番 野原176-8 登記簿現況ともに、畑 面積500㎡

譲渡人:本部町在住U氏
譲受人:本部町在住Z氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:現在は借家住まいであるが土地を譲り受けることができるため、住宅を建築したい。
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地
添付資料説明

番号2番 伊豆味181 登記簿現況共に、畑 面積352㎡
伊豆味182-1 登記簿現況共に、畑 面積140㎡
伊豆味182-2 登記簿現況共に、畑 面積138㎡

譲渡人:本部町在住I氏
譲受人:本部町にあるO企業
転用目的:駐車場
転用理由:既存の駐車場が狭く、搬送用の大型車が旋回できないため。
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。
補足説明はありますか。

2番委員 番号1番 野原なんです、周りは住宅に囲まれてる状況です。
以上で補足説明を終わります。

議長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。
何か質問はありますか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第47号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第47号は可決いたします。

次に進みます。

議案第48号 非農地証明願いについて議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第48号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 願出人:西原町在住M氏
申請農地:山川733 登記簿現況共に、畑 面積846㎡
申請要旨:当該地は30年以上も放置状態で雑草・雑木が繁茂している。
所有者:東京都在住O氏外1名
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住U氏
申請農地:辺名地778-1 登記簿現況共に、畑 面積2,150㎡
辺名地780-3 登記簿現況共に、畑 面積556㎡
辺名地780-4 登記簿現況共に、畑 面積408㎡
申請要旨:この土地は長い間放置されて雑木が繁茂している。
所有者:本部町在住T氏
添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住N氏
申請農地:新里1006 登記簿現況共に、畑 面積67㎡
申請要旨:長い間放置してori、雑草・雑木が生い茂り、畑として使用することが困難である。
所有者:本部町在住N氏
添付資料説明

番号4番 願出人:本部町在住S氏
申請農地:浜元792 登記簿現況共に、畑 面積586㎡
申請要旨:当該地は長い間放置され雑木雑草が覆い茂り耕作出来る状態ではない。
所有者:本部町在住I氏
添付資料説明

番号5番 願出人:本部町在住N氏
申請農地:健堅1591-1 登記簿現況共に、畑 面積5,792㎡
申請要旨:当該土地は40年以上放置され、雑木が生い茂り畑として利用するのが難しい。
所有者:本部町在住N氏
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
補足説明がありましたら、お願いします。

3番委員 議案第48号 非農地証明について補足説明をします。
番号1番 山川 現状は長い間使われていなくて、放置されている状況。
番号2番 辺名地 以前は農地にするためさら地にしていたが、現在は木が生えている状況。
番号3番 新里 石が出ていて使える状況ではない。
番号4番 浜元 現況は大木がある状態でした。
番号5番 健堅 全体的に石山という感じでした。

以上で補足説明を終わります。

議長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。
何か質問はありますか。

質問なければ進めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
議案第48号は提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことです。議案第48号は可決いたします。

次に進みます。

議案第49号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第49号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は11件です。

番号1番 申請農地:大堂328 登記簿、原野 現況、畑 面積841㎡
大堂714 登記簿現況共に、畑 面積137㎡
大堂714-1 登記簿、原野 現況、畑 面積474㎡
大堂714-4 登記簿現況共に、畑 面積340㎡
大堂714-5 登記簿、原野 現況、畑 面積96㎡

利用権を設定する者: 沖縄市在住U氏
利用権の設定を受ける者: 本部町在住G氏
利用目的: 畑、5年間の使用貸借となっている。
添付資料説明

番号2番 申請農地: 大嘉陽655 登記簿、原野 現況、畑 面積6,330㎡
利用権を設定する者: 大阪府在住S氏
利用権の設定を受ける者: 本部町在住M氏
利用目的: 畑、10年間の賃貸借となっている。
添付資料説明

番号3番 申請農地: 大嘉陽715 登記簿、原野 現況、畑 面積6,860㎡
利用権を設定する者: 本部町在住S氏
利用権の設定を受ける者: 本部町在住M氏
利用目的: 畑、10年間の賃貸借となっている。
添付資料説明

番号4番 申請農地: 北里1057-1 登記現況共に、畑 面積1,906㎡
利用権を設定する者: 本部町在住Y氏
利用権の設定を受ける者: 本部町在住T氏
利用目的: 畑、10年間の賃貸借となっている。
添付資料説明

番号5番 申請農地: 北里955-1 登記簿、原野 現況、畑 面積1,111㎡
利用権を設定する者: 神奈川県在住O氏
利用権の設定を受ける者: 本部町在住T氏
利用目的: 畑、10年間の使用貸借となっている。
添付資料説明

番号6番 申請農地: 具志堅2659 登記簿現況共に、畑 面積676㎡
利用権を設定する者: 本部町在住T氏
利用権の設定を受ける者: 本部町在住T氏
利用目的: 畑、10年間の使用貸借となっている。
添付資料説明

番号7番 申請農地: 具志堅952-1 登記現況共に、畑 面積970㎡
利用権を設定する者: 本部町在住N氏
利用権の設定を受ける者: 本部町在住Y氏
利用目的: 畑、5年間の賃貸借となっている。
添付資料説明

番号8番 申請農地: 具志堅953-1 登記現況共に、畑 面積826㎡
利用権を設定する者: 本部町在住T氏
利用権の設定を受ける者: 本部町在住Y氏
利用目的: 畑、5年間の賃貸借となっている。
添付資料説明

番号9番 申請農地: 備瀬475 登記簿現況共に、畑 面積100㎡
備瀬1750 登記簿現況共に、畑 面積249㎡
備瀬2017 登記簿現況共に、畑 面積970㎡
利用権を設定する者: 那覇市在住B氏
利用権の設定を受ける者: 本部町在住M氏
利用目的: 畑、6年間の使用貸借となっている。
添付資料説明

番号10番 申請農地: 備瀬998 登記簿現況共に、畑 面積290㎡
利用権を設定する者: 本部町在住B氏

	利用権の設定を受ける者:本部町在住K氏 利用目的:畑、6年間の賃貸借となっている。 添付資料説明 番号11番 申請農地:備瀬1384 登記現況共に、畑 面積927㎡ 利用権を設定する者:本部町在住U氏 利用権の設定を受ける者:本部町在住U氏 利用目的:畑、5年間の賃貸借となっている。 添付資料説明 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質疑に入ります。 何か質問はありませんか。
1番委員	議案第49号 申請番号4番 当該農地は現在使われてる方が居りますので、当人同士で話し合いをした後に 処理するという事で今回は保留したいと思います。
議長	1番委員からもありましたように、申請番号4番は現在使われてる方との 署名を持って成立した時にということで、今回は保留でよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 議案第49号は申請番号4番を除きすべて可決。 申請番号4番については、現在使用してる方との合意解約を 成立させた後に改めて審議という事で認めたいとおもいます。 (異議なしの声あり) 次に進みます。
事務局	議案第50号 本部町における農業政策への建議書提出について 事務局の説明をお願いします。 議案第50号 本部町における農業政策への建議書提出について 上記のことについて、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により 建議実施の可否の意見を求めます。 本部町の農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業従事者の高齢化や農業後継者等の 不足により耕作放棄地が発生し、生産性低下の大きな要因となっております。 ご存知のとおり農業は、食料を供給するという非常に大切な役割を担っています。しかし、 現在の我が国の自給率は、およそ40%と先進国で最低であり、このような供給体制では世界 需給状況に大きな影響を受けることになります。このような厳しい現状を乗り越えるため 国においては、攻めの農林水産業を掲げ、6次産業化や輸出等を促進し、農林水産業を 成長産業として、農業所得の倍増を目指すことを打ち出しており、また、TPP交渉にも 参加しております。 私たち農業者は、安全で安心、かつ、美味しい農産物を安定して作り、消費者に 喜ばれるための自助努力を怠ってはなりません。農業を取り巻く厳しい状況と 国の動向から先行きに大きな不安を感じています。 つきましては、農業が持つ重要な役割に鑑み、厳しい環境と不利な条件を撥ね退けるため、 将来を展望した行政の施策展開が必要であることを踏まえ、各種農業施策推進にあたり、 予算編成並びに事業の実施について特段のご配慮を賜りたく、農業委員会等に関する 法律第6条第3項の規定により建議いたします。
議長	第50号 本部町における農業政策への建議書提出について 提出したいと思いますが異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議がございませんので、提案通り行いたいと思います。 本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

1番 太田 守隆

2番 渡久地 真吾

本部町農業委員会会長

会長 比嘉 由典

